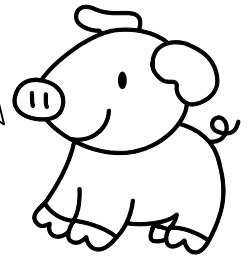


木城町農業委員会のご紹介・ご案内！

農業委員会の業務



1. 農業委員会の役割

(1) 地域農業の構造改革を推進

農業の担い手育成と農地の有効利用を通じて活力あるむらづくりに取り組みます。農業基盤強化促進法による「認定農業者への支援」「農地の貸し借りの促進」「農村の活性化」などに努めます。

(2) 農地行政の適正な執行

農地の、貸借、転用等について、農業者を代表する機関として農地法等に基づき公正に審査を行います。

(3) 地域の世話役活動と農業者の公的代表

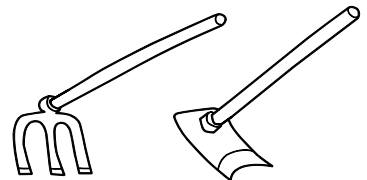
農業委員一人一人が、集落できめ細やかな世話活動を行い、農業者・集落の声を行政・政策へ反映するため、農業委員として建議等を行います。

2. 農業委員の業務

(1) 法令に基づく必須業務 (農業委員会法第6条1項)

(A) 農業生産の基盤となる優良農地を守り、有効利用するための取り組み

1. 農地法に基づく業務
2. 農業経営基盤強化促進法に基づく業務
3. 農山漁村活性化に基づく業務
4. 農業振興地域整備法に基づく業務
5. 土地改良法に基づく業務
6. 特定農山村法に基づく業務
7. その他法令に基づく業務



(2) 法令に基づく任意業務 (農業委員会法第6条2項)

(B) 農業振興のための取り組み

1. 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する業務
2. 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する業務
3. 法人化その他農業経営の合理化に関する業務
4. 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
5. 農業及び農民に関する情報提供

(3) 意見の公表、建議、答申に関する業務 (農業委員会法第6条3項)

地区内の農業及び農業者に関する事項について、意見を公表したり、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申する業務があります。

その他、関連業務として、農業者年金及び全国農業新聞等に関する普及活動も行います。

木城町農業委員会における主な定期活動



1. 定例総会
原則として月1回、毎月28日（閉庁日は繰延）の午前9時30分から開催。
2. 農家相談
毎月20日の午前10時から正午までの午前中に開催しています。
3. 農地転用事前調査【毎月の申請締切日は、17日（閉庁日は繰上）です。】
毎月20日の午後1時30分から、転用申請地の現地調査を行います。
（会長、農地部長、各月の担当委員2名、地区担当委員及び事務局が参加）
4. 木城町認定農家審査委員（木城町農業経営改善等対策会議）になっています。
5. その他、各担当地域における相談業務など幅広い活動を行っております。
* 農業委員の任期（3年間）の満了について【平成23年7月19日まで】
・ 選挙委員（8名）及び、選任委員（4名：農協推薦理事・共済組合理事・議会推薦学識経験者・土地改良区）の合計12名で構成されています。
ただし、選任委員につきましては、それぞれに所属します機関により任期が異なります。

6. 木城町農業委員及び事務局員

（平成21年5月1日現在）

役職名	氏名	担当地区	
会長	黒木 泰三	川原・櫛野・白木八重	
職務代理	林 勝昭	田神・岩戸・新岩戸	
農地部長	神田 直人	谷内・石河内・中之又	
農政部長	工藤 久美子	溜水・百合野	
農政委員	税田 輝房	北山・仁君谷・木寺・駄留	
〃	鎌田 勝敏	下 鶴	
〃	眞鍋 邦廣	比 木	
〃	荒川 浩	田畑・一向瀬・中椎木	
農地委員	押川 和夫	出店・四日市・中川原・重木	
〃	山田 秋吉	中原・陣之内・牧之内・	
〃	重永 斗志夫	町・在	
〃	後藤 ミホ	岩淵上・岩淵下	
事務局	事務局長	半渡 英俊	総括
	専門監	伊藤 章	農地・農年
	主査	高橋 茂義	農地・庶務
	優良農地創出 コーディネーター	宮越 則雄	農地

平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 宮崎県

農業委員会名： 木城町農業委員会

促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	農 家 数	498 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	152 戸	75 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	3 法人			
課 題	農家数は高齢化により減少傾向にあり、担い手の集積が課題であります。				
平成23年度までの目標	認 定 農 業 者				
	8 0 経 営				
活 動 計 画	再認定率の向上と新規拡大を図るため、8月頃に認定農家と農業委員との意見交換会を行い、現状把握及び目標達成に努めます。				

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集 積 率
	978 ha	16 ha	2.31%
課 題	農家を取り巻く現状も厳しく、担い手も減少傾向にあり、農地集積も横ばい傾向であります。		
平成23年度までの目標	目 標		
	1 8 h a		
活 動 計 画	上記と同じですが、認定農家と農業委員との意見交換会を行い、担い手・経営者の方々の現状把握に努め、農地集積などの要望等があれば推進する。また、関係機関・団体等が一堂に集い、昨年実施した「木城町の農業を考える懇談会」でのテーマの一つとして、担い手の育成も掲げ農地集積の推進に努めていきます。		

3 耕作放棄地の解消

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
	978 ha	65 ha	6.60%
課 題	農家の高齢化・担い手の減少、不在地主や鳥獣被害などにより、耕作放棄地は増加しております。		
平成23年度までの目標	解消面積 44.8 ha 【非農地43.6ha + (農委12名 × 0.1ha)】		
活 動 計 画	耕作放棄地のうち、農地・非農地判断、判断未了地の非農地への判断推進を図る。所有者並びに担い手による耕作再開への働きかけを行い、農地確保に努めます。		

4 違反転用への適正な対応

(1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数 0 件	面積 0 ha	主な用途
---------	--------	---------	------

(2) 平成21年度の目標案及び活動計画案

目 標	月報にて、農地転用等に関するチラシを配布し、農地に対する関心をもってもらい、農地の違反転用防止に努めます。
活 動 計 画	8月～11月の農地パトロール月間に合わせて、農地に関するチラシを配布するとともに、委員による担当地区のパトロールを実施します。

5 農地パトロール

(1) 平成21年度の活動計画

活 動 計 画 (実施時期、体制、 実施回数等)	8月～11月の農地パトロール月間に合わせて、農地に関するチラシを配布するとともに、委員による担当地区のパトロールを実施します。また、半年に一度は、委員独自の計画により各担当地区のパトロールを確実にを行い、農地の有効利用に努めます。
--------------------------------	---

6 農地情報の整備と共有化

(1) 平成21年度の活動計画

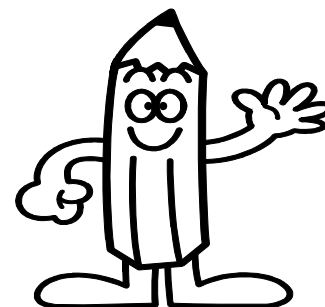
農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画	毎月の定例総会の付議結果はもとより、関係機関等と連携して年一回の更新を実施する。
共有化に関する活動計画	毎年10月を「農家基本台帳閲覧月間」として、希望される農家の方には、ご自身の農地についての台帳閲覧やデータ確認が出来るようしております。

木城町農業委員会が掲げました

『平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画』

について、下記の各項目に関する ご意見等を募集しております。

お気軽にお寄せください。お待ちしております。



- 1 認定農業者等担い手の育成及び確保
- 2 担い手への農地の利用集積
- 3 耕作放棄地の解消
- 4 違反転用への適正な対応
- 5 農地パトロール
- 6 農地情報の整備と共有化
- 7 その他

連 絡 先

〒884-0101

宮崎県児湯郡木城町大字高城1227-1

木 城 町 農 業 委 員 会

TEL 0983-32-4783

FAX 0983-32-3440

メール sangyou@town.kijo.jp